

# ベトナム人看護師・介護福祉士候補者 平成29年度受入れスキーム

## 趣旨・目的等

- 日ベトナム経済連携協定（平成21年10月発効）及びこれに基づき作成された日ベトナム交換公文（平成24年6月17日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。  
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響等を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

## 受入れ実績等

平成26年度は138人（看護21人、介護117人（就労117人、就学は募集なし））  
 平成27年度は152人（看護14人、介護138人（就労138人、就学は募集なし））  
 平成28年度は180人（看護18人、介護162人（就労162人、就学は募集なし））  
 平成29年度は203人（看護22人、介護181人（就労181人、就学は募集なし））が入国。

### 看護師コース

（在留期間は最大3年間）

- ① 3年制又は4年制の看護課程修了
- + ② ベトナムの看護師資格
- + ③ 実務経験2年以上

+ 日本語能力試験N2以上

訪日前日本語研修〔12か月間〕  
（日本語能力試験N3取得を目指す）

雇用契約の締結のためのJICWELSによるあっせん  
（日本語能力試験N3以上取得者のみ）

訪日後研修〔2.5か月間〕  
（日本語研修、看護導入研修、就労ガイダンス等）

#### 病院で雇用契約に基づき就労・研修

- ・看護補助業務に従事
- ・看護の専門知識および技術の修得
- ・日本語の継続学習

看護師国家試験の受験（3回まで）

合格（資格取得）

不合格（資格不取得）

帰国

（短期滞在）  
看護師国家試験の受験

**看護師として就労**  
（在留期間の更新回数に制限なし）

### 介護福祉士・就労コース※

（在留期間は最大4年間）

3年制又は4年制の看護課程修了

+ 日本語能力試験N2以上

訪日前日本語研修〔12か月間〕  
（日本語能力試験N3取得を目指す）

雇用契約の締結のためのJICWELSによるあっせん  
（日本語能力試験N3以上取得者のみ）

訪日後研修〔2.5か月間〕  
（日本語研修、介護導入研修、就労ガイダンス等）

#### 介護施設で雇用契約に基づき就労・研修

- （3年以上）
- ・介護の専門知識および技術の修得
- ・日本語の継続学習

介護福祉士国家試験の受験（1回）

合格（資格取得）

不合格（資格不取得）

帰国

（短期滞在）  
介護福祉士国家試験の受験

**介護福祉士として就労**  
（在留期間の更新回数に制限なし）

※ 「介護福祉士・就学コース」については、平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。